

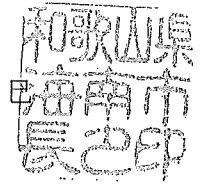


海南市告示第 128 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市に次のとおり新たに生じた土地を確認した。

令和 3 年 7 月 1 日

海南市長 神 出 政



記

1 場所

- ①海南市冷水 156 番地先公有水面
- ②海南市冷水字西焼尾 147 番地 1 他地先公有水面

2 面積

- ①335.07 m<sup>2</sup>
- ②310.91 m<sup>2</sup>

海南市告示第 129 号



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を定めた。

令和 3 年 7 月 1 日

海南市長 神 出 政



記

次の場所及び面積の公有水面埋立地を次の区域に編入する。

1 編入する区域

- ①海南市冷水字大谷及び字口無に編入する区域  
海南市冷水 156 番地先公有水面
- ②海南市冷水字西焼尾に編入する区域  
海南市冷水字西焼尾 147 番地 1 他地先公有水面

2 面積

- ①335.07 m<sup>2</sup>
- ②310.91 m<sup>2</sup>